

横浜市監査委員公表第8号

住民監査請求に係る監査結果の公表

(みなとみらい線に係る出資及び融資に関するもの)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を公表する。

平成17年5月27日

横浜市監査委員	一	杉	哲	也	
同		山	下	光	
同		中	村	達	三
同		松	本	敏	

## 第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定しました。

本件請求には理由がないと認めます。

## 第2 請求の内容

### 1 請求人

(略)

### 2 請求書の提出日

平成17年4月11日

### 3 証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成17年5月10日に請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は事前に追加証拠を提出した上で陳述を行ないました。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、都市整備局職員が立ち会いました。

### 4 請求の要旨

#### (1) 東急事業に対する不当な公費負担

みなとみらい線と東急東横線直通を目的とする東白楽 - 横浜間地下化工事は東急事業であり、建設された施設も東急資産であるのに、この建設費用1,000億円のうち東急の受益相当額230億円を除いた770億円を横浜市が公費負担契約をすることは、東横線横浜 - 桜木町間廃線により市民住民に多大な損害発生が明らかな事業への公費負担であり、地方自治法第1条の2に違反しており再検討を求める。

#### (2) 横浜市の東急に対する公費負担契約を私企業に負担させる不当性

本来横浜市の要求により生じた事業故に、横浜市が公費で負担する契約を東急と行ったもので、この770億円の支払い義務(債務)を私企業である横浜高速鉄道に移管することは横浜高速鉄道に事業発足と同時に過大な支払い義務(債務)を背負わせることとなり不当であり撤回を求める。

#### (3) 横浜市が私企業の債務償還を目的とする増資を引受る不当性

横浜市は横浜高速鉄道に生じた東急に対する債務770億円のうち240億円は横浜高速鉄道の増資資金を当てることとし、この増資に応ずることとした。本来増資はそれに見合った企業価値の増加を期待して行うものであり、横浜市から移管さ

れた債務償還を目的とする増資は不当であり、この増資を引き受ける横浜市の行為も不当なので撤回を求める。

(4) 横浜市が私企業の債務償還を目的とする無利子融資の不当性

諸々の経緯はあっても、最終的に770億円は横浜高速鉄道の東急に対する債務以外のなにものでもない。増資分を除いた530億円の償還を目的とする横浜市の横浜高速鉄道に対する無利子融資は、私企業に対する長期にわたる公費による利益供与であり、地方自治法及び地方財政法にも違反するので撤回を求める。

30年間にわたる無利子融資は今日の低金利下においても（市債金利1.5%）260億円の金利負担となる。又30年後の横浜市に対する債務償還計画も未定であることは将来に不測の財政負担を残すもので地方財政法に違反する財務行為である。

### 第3 監査対象事項の決定

1 「東急事業に対する不当な公費負担」について

この点に関しては、請求人による事実証明で証されているとおり、昭和62年3月31日付けの覚書及び確認書により、市と東京急行電鉄株式会社（以下「東急電鉄」という。）との間の基本合意として締結されたものであって、すでに地方自治法第242条第2項に定める監査請求期間を経過しており、期間経過後に請求することにつき正当な理由も見当たりません。したがって、東急東横線地下化事業費を市費で負担する契約に関する請求は不適法であり、監査の対象から除外しました。

2 「市の東急に対する公費負担契約を私企業に負担させる不当性」について

この点に関しては、単に市の負担が他に移管されたことをいうものであり、そのこと自体で市に財産的損害をもたらすものではなく、そのような行為は住民監査請求の対象とはなりませんので、監査の対象から除外しました。

3 「市が私企業の債務償還を目的とする増資を引受る不当性」について

同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されないとされています。市の横浜高速鉄道株式会社（以下「横浜高速鉄道」という。）に対する出資に関しては、すでに本件の請求人からの住民監査請求に基づく監査を実施し、監査結果を通知済みであり（平成15年9月19日監行第115号）、その後新たな違法不当事実が明らかになったような事情も見受けられませんので、本件の請求人からの重ね

ての請求は不適法ですから、監査の対象から除外しました。

#### 4 「市が私企業の債務償還を目的とする無利子融資の不当性」について

東横線地下化事業に係る、市の横浜高速鉄道に対する過去1年以内及び今後の無利子貸付は、私企業に対する長期にわたる公費による利益供与である等の理由から、違法又は不当な公金の支出であることを監査対象としました。

### 第4 事実関係の確認

監査対象事項に関し、次のような事実関係を認めました。

#### 1 東横線地下化事業の概要

東横線とみなとみらい線とを相互直通運転するため、東横線の東白楽駅付近から横浜駅までの約2kmを地下化し、横浜駅地下にてみなとみらい線と接続する事業です。

昭和62年3月31日付けにて、市と東急電鉄との間で、みなとみらい線と東横線との接続のため必要となる東横線の改築及び廃止に要する費用は、東急電鉄の受益相当額を除き、全額市が負担する旨の覚書・確認書が締結されています。

その後、横浜高速鉄道の設立や事業費見込みの修正を経て、事業費の総額概算1,000億円のうち、横浜高速鉄道が、東急電鉄の受益相当額約230億円を除いた全額（約770億円）を負担することとされています。

平成16年2月1日のみなとみらい線開業に伴い、相互直通運転についてはすでに実施済みですが、従来使用されていた東白楽 - 横浜間の地上部分の撤去工事等が現在も継続しています。

#### 2 市の横浜高速鉄道に対する無利子貸付について

東横線地下化事業に関する横浜高速鉄道の負担に関しては、横浜高速鉄道設立以前には市がいわば原因者として負担するとされていたことから、市から横浜高速鉄道に対し必要な支援を行うこととされています。約770億円の負担のうち、増資分240億円を除いた部分に関しては、横浜高速鉄道の金融機関からの借入金の償還を支援するため、市から横浜高速鉄道に対して無利子貸付ほかの支援策を行うこととされています。

監査請求日から1年以内のものとしては、平成16年7月28日付けにて、市と横浜高速鉄道との間で、東横線地下化事業に伴う横浜高速鉄道の借入金の平成16年度の

償還に係る費用に関して、市が横浜高速鉄道に貸付を行う旨の協定が締結されています。協定の内容としては、東横線地下化事業に伴う横浜高速鉄道の借入金の償還に関し、横浜高速鉄道の経営安定化を図るとともに、みなとみらい線の適切な運賃水準を維持することを目的として、市から横浜高速鉄道に2,025,002,000円を、無利子、無担保、償還期間35年（貸付の年度から30年間据え置かれ、その後5年均等年賦償還）にて貸し付ける等とされています。上記金額については、平成16年度中に全額執行済みです。

また、平成17年度予算においては、2,184,786,000円の貸付が計上されています。

### 3 横浜高速鉄道の収支状況について

平成17年5月に発表された、横浜高速鉄道の平成16年度決算概要によれば、営業利益として7億1,900万円の黒字が確保されています。経常損益は、支払利息が多額であるため20億3,100万円の赤字となったものの、ほぼ予定どおりとされています。

なお、開業前の平成16年1月に発表されている収支試算によれば、開業時の単年度収支を約22億円の赤字と試算した上で、おおむね30年で累積資金不足が解消される試算がなされています。

## 第5 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断しました。

監査対象とした、市の横浜高速鉄道に対する貸付について、請求人は「私企業に対する長期にわたる公費による利益供与であり、地方自治法及び地方財政法にも違反する」とし、また、「30年後の横浜市に対する債務償還計画も未定であることは将来に不測の財政負担を残すもので地方財政法に違反する」としています。

しかし、地方自治法及び地方財政法には、地方公共団体による無利子貸付を禁止するような規定はありません。また、債務償還に関しては、貸付の年度から30年間据え置いた後、5年均等年賦償還される旨の契約がなされています。

もちろん、無利子貸付の対象に公益性がないとか、無利子貸付という手法に合理性がないといった場合には、無利子貸付をすることの相当性に疑義が生じるものといえます。しかし、市は都市整備上の重要な施策として、市会の承認を経てみなとみらい線事業を推進しているのであり、また、東横線地下化事業は元々は市が原因者として費用負担することとされていた経緯から、東横線地下化事業に係る横浜高

速鉄道の負担に関して市が財政的支援を行うことに公益性がないということはありません。

また、市が自ら出資する横浜高速鉄道の経営安定化を図る等の目的を考慮すれば、累積資金不足が解消するまでの期間を見込んだ支援策としての無利子貸付については、横浜高速鉄道の収支がほぼ試算どおり推移しており、特に不合理であるとは考えられません。

したがって、請求人の主張には理由がないと判断しました。

## 参 考

### ( 監査請求書 )

#### 1 , 東急事業に対する不当な公費負担

みなとみらい2 1 線 ( 今は、みなとみらい線と称している ) と東急東横線直通を目的とする東白楽 ~ 横浜間地下化工事は東急事業であり、建設された施設も東急資産であるのに、この建設費用 1 0 0 0 億円のうち東急の受益相当額 2 3 0 億円を除いた 7 7 0 億円を横浜市が公費負担契約をすることは、東横線横浜 ~ 桜木町間廃線により市民住民に多大な損害発生が明らかな事業への公費負担であり、地方自治法第 1 条の 2 に違反しており再検討を求める。

#### 2 , 横浜市の東急に対する公費負担契約を私企業に負担させる不当性

本来横浜市の要求により生じた事業故に、横浜市が公費で負担する契約を東急と行ったもので、この 7 7 0 億円の支払い義務 ( 債務 ) を私企業である横浜高速鉄道に移管することは横浜高速鉄道に事業発足と同時に過大な支払い義務 ( 債務 ) を背負わせることとなり不当であり撤回を求める。

#### 3 , 横浜市が私企業の債務償還を目的とする増資を引受る不当性

横浜市は横浜高速鉄道に生じた東急に対する債務 7 7 0 億円のうち 2 4 0 億円は横浜高速鉄道の増資資金を当てることとし、この増資に応ずることとした。本来増資はそれに見合った企業価値の増加を期待して行うものであり、横浜市から移管された債務償還を目的とする増資は不当であり、この増資を引き受ける横浜市の行為も不当なので撤回を求める。

#### 4 , 横浜市が私企業の債務償還を目的とする無利子融資の不当性

諸々の経緯はあっても、最終的に 7 7 0 億円は横浜高速鉄道の東急に対する債務以外のなにものでもない。増資分を除いた 5 3 0 億円の償還を目的とする横浜市の横浜高速鉄道に対する無利子融資は、私企業に対する長期にわたる公費による利益供与であり、地方自治法及び地方財政法にも違反するので撤回を求める。

注、 3 0 年間にわたる無利子融資は今日の低金利下に於いても ( 市債金利 1 . 5 % ) 2 6 0 億円の金利負担となる。又 3 0 年後の横浜市に対する債務償還計画も未定であることは将来に不測の財政負担を残すもので地方財政法に違反する財務行為である。

以上に関する横浜市の主張は「横浜市と東急の契約」及び「横浜市と横浜高速鉄道との契約」に基づくもので公権力の行使ではないとするが、問題は契約そのものの合法性、合理性が問われるもので、しかも当事業の原因者は横浜市であり、契約諸条件の設定を主導したのも横浜市であることは公権力の公使に他ならない。 ( 監査請求書の本文を、原文のまま掲載しました )

### ( 事実証明書一覧 )

- 1 陳述書
- 2 みなとみらい 2 1 線関連の確認書等について
- 3 都市計画局平成 16 年度事業計画書
- 4 平成 12 年 5 月 15 日付確認書
- 5 平成 16 年 3 月 31 日付覚書

### ( 追加証拠一覧 )

- 1 資本に関する 3 原則解説
- 2 見せ金による株式払込判例解説
- 3 措置請求陳述書に関する補足